

東日本大震災に関する登録免許税について

東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の

登録免許税の免除特例について 登免01

は、[こちらから](#)

東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の

登録免許税の免除特例のあらまし 登免02

は、[こちらから](#)

東日本大震災に関する税制上の追加措置について

(登録免許税関係)【詳細版】 登免04 は、[こちらから](#)